



広報

げいほく

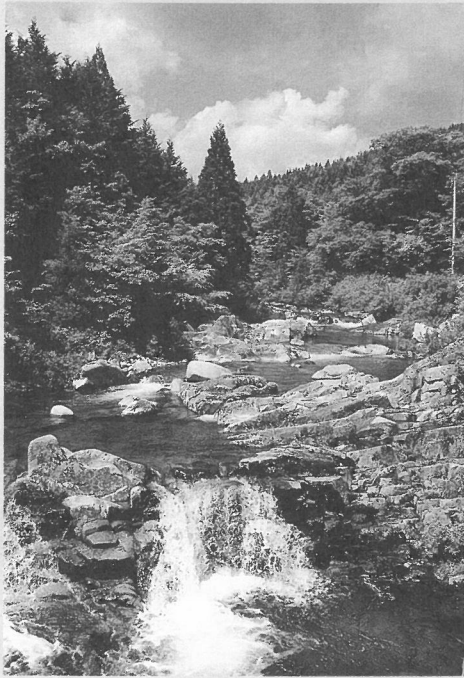


まかせておきんさい!

6月25日、大工さんなどの建築技術者でつくる建設労働組合のみなさんによる奉仕活動が行われました。ひとり暮らしのためなかなかできない改築工事にも、みなさん大活躍。今年は町内3カ所で行われ、ひとり暮らしの方々に大変喜ばれていました。

2001
8
No.409

豊かな自然を守り育てるために!



「芸北町環境保護に関する条例」が
10月1日より施行されます。

— 住民福祉課

この条例は、芸北町の良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに住民のみなさんの健康で快適な生活を確保・創造するため必要な事項を定め、住みよい郷土の実現をめざすものです。

条例の内容は、このための町の責任と、住民・町内各事業者・土地や建物の所有者それぞれにこの条例に対する協力と取り組みの責務があることを明確にしています。

そして次のように『開発行為の適正化』『公害の防止』『あき地等の環境保全』について罰則を含め、きまりを設けています。

みんなで良好な環境、豊かな自然を守り育てていきましょう。

開発行為の適正化

開発行為とは

- 宅地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画形質の変更
- 建築物その他工作物の新築、増築又は改築
- 土石、植物、草木の採取
などをいいます。

届出

基準（下記）の届出が必要な開発行為（参照）を超える開発行為には届出が必要です。また、その開発行為を変更しようとするときは、届出が必要です。

審査

指導又は勧告

届出があつたときは、審査基準に従つて審査し、環境保全のため必要があると認めるときは、指導又は勧告します。届出した開発者は、勧告をしない旨の通知を受けた後でなければ開発行為に着手できません。

完了等の届出

工事が完了したとき又は工事を廃止しようとするときは、届出が必要です。

検査

検査し適合していると認めるときは、検査済証を開発者に交付します。

停止命令

届出をしなかつたり、指導又は勧告に従わないとその行為の停止、若しくは変更又は現状回復その他必要な措置を執るべきことを命じます。

届出の必要な開発行為

- 宅地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画、形質変更
面積5,000㎡を超えるとき
継続的又は計画的に開発使用とする場合、総面積が5,000㎡を超えるときも同様となります。
- 建築物の新築、増築、又は改築
高さ13m、又は延べ面積500㎡を超えるとき
- その他の工作物の新築、増築又は改築
道路等延長100m・幅員1m、鉄塔等20m、屋外広告物1㎡を超えるとき。
- 土石の採取
面積500㎡又は容積1,000㎡を超えるとき。
継続的又は計画的に行為を行う場合、総面積が規定を超えるときも同様となります。

【開発協定の締結】

町長は、開発行為に関し必要と認めるときは、計画に関し開発者と協定を締結することができます。

【負担等】

町長は、開発行為により生じた公共施設、その他の施設について棄損又は変更を生じた場合、その必要の生じた限度において開発者に負担させることができます。

【開発区域の維持管理】

開発者は、開発行為に係る開発区域及びその周囲の生活環境を阻害しないよう、適正に維持管理しなければなりません。

【経過措置】

現に着手している開発行為については適用しません。しかし、これらの開発行為に対しても町長は必要と認める限度において、この条例の趣旨に基づき措置します。

公害の防止

公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、震動、地盤の沈下及び悪臭によって住民の健康が損なわれ、又は生活環境が阻害されることをいいます。

苦情及び処理

公害に関する苦情のある人、又は紛争の当事者は苦情あつせん、又は調停を申し立てることができません。町は、申立があつたときは、すみやかに事情を調査し、適正な解決に努めます。

審査

指導又は勧告
措置命令

町長が、認定した公害の行為者に対し、規制基準に基づき審査し、必要があると認めるときはその行為を制限し、必要な措置を指導、又は勧告をします。指導又は勧告に従わないときは、措置命令をします。

届出

指導、若しくは勧告、又は前条の規定による命令を受けたものは必要な措置をし、届出をしてその検査を受けなければなりません。

検査

検査をし、適合していると認めるときは検査済証を届出者に交付します。

停止命令

措置命令を受けたものが従わないときは、当該施設の使用又は停止を命令することができます。

【公害防止協定等】

町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、関係者相互でその防止に係る公害防止協定等を締結することができます。

あき地等の環境保全

あき地等とは

住宅、別荘及び事業所周辺において、現に人が使用していない土地及び、人が使用していない土地と同様の状態にある土地並びに資材その他、野積み場で千㎡以上の土地をいいます。



指導又は勧告

あき地等が管理不良状態になる恐れがあると認めるときは、あき地等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて勧告します。

停止命令

勧告を履行しない所有者に対しては、期限を定めて管理不良状態の改善を命令することができます。

審議会の設置

良好な環境の保全・創造及び確保に関する重要事項を調査審議するため、芸北町環境保全審議会が設置され、庶務は住民福祉課が行います。

立入調査等

この条例の施行に関し、必要な限度において指定した職員が立入調査等を行います。●他人の土地に立入り、当該土地又は土地にある物件、若しくは当該土地において行われている行為の状況の把握や調査、その結果による関係者に対する指示又は指導。

罰則

●関係者に対して、必要な報告を求めたり、事情の聴取。
停止の命令等に違反した場合は5万円以下の過料を科すことができるようになります。

詳しいことは、
役場住民福祉課(☎5-0114)へ
お問い合わせください。



▲小学生もクリーン大作戦を行ってゴミを拾っています。

議会報告

第1回定例会

芸北町議会第1回定例会が去る6月15日に招集され、6月25日まで11日間の会期で審議が行われました。



今回提出されたのは、人事案件3件、報告事項4件、条例案件3件、予算案件4件、規約の変更1件、工事請負契約の案件2件、意見書1件で、審議の結果原案どおり可決されました。

1.人事案件について

*人権擁護委員候補者の推薦について

河野通芳の任期満了に伴い、後任候補者として安本浩樹さん（苅屋形）を推薦するものです。

*芸北町教育委員会委員の任命について

横畑一美さんが、病気療養のため退任され後任委員に、堀田澄人さん(溝口)の任命が同意されました。

*固定資産評価審査委員会委員の選任について

任期満了に伴い、栗屋貞司さん（細見）の再選が同意されました。

2.報告事項

*繰越明許費等について

(単位：千円)

事業名	翌年度繰越額
一般会計	142,456
介護保険特別会計	368
農業集落排水事業特別会計	36,360
電気事業特別会計(継続費)	206,500

3.条約例案について

*芸北町ひとり親家庭等医療費支給条例制定

ひとり親家庭の父親又は母親及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図るためのものです。

この条例の制定により「芸北町母子家庭医療費支給条例」は廃止されました。なお施行日は、平成13年8月1日からです。

*特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受けて、選挙執行経費等に関する報酬の改正を行うものです。

(単位：円)

	現行	改正後
投票管理者	日額 12,300	12,700
選挙長・開票管理者	日額 10,400	10,700
投票立会人	日額 10,500	10,800
選挙・開票立会人	日額 8,600	8,900

*芸北町老人集会施設設置及び管理条例の一部改正

大暮老人集会所の老朽化と、合わせて「清流の家」が整備されたことにより、これを廃止するための条例の整備。

4.規約の変更について

*広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う組合規約の変更について

「広島中央広域行政組合」を追加したものです。

5.予算案件について(補正予算) (単位：千円)

会 計	補正額	合計額
一般会計	91,500	3,503,800
老人保健特別会計	13,044	627,127
簡易水道事業特別会計	9,680	287,980
農業集落排水事業特別会計	3,170	94,770

6.工事請負契約の締結(2件)

工事名	美和西地区簡易水道等施設整備工事
工事場所	大字大暮・小原
請負金額	8千715万円
請負者	(株)美和建设
工期	平成13年6月26日～平成14年3月28日

工事名	田園空間整備事業 美和東文化センター改築工事
工事場所	大字溝口
請負金額	1億500万円
請負者	創建工業(株)
工期	平成13年6月26日～12月25日

7.意見書(1件)

*「抜本的な地球温暖化防止政策と京都議定書の早期批准・発効を求める意見書」

★役場の業務を紹介します。

先月号でお知らせしましたように7月から役場の電話が直通になりました。

各課等の分掌事務（電話番号）をお知らせします。



電話番号	担当課	主な分掌業務	
5-0111	総務課	総務係	企画・総合調整、条例、財産管理、消防、防犯、交通安全、工事の入札、防災無線、情報公開等
		行政係	統計、広報・広聴、人権擁護、消費者行政、国土調査、土地利用、儀式・表彰・栄典等
		人事係	人事・給与・職員研修
		財政係	予算編成・町債
		税務係	町税の賦課徴収調査、税務関係の証明等
	21プロジェクト推進室	主要プロジェクトの調査・研究・計画の立案	
	選挙管理委員会	選挙管理・執行等	
	出納室（内線14）	現金・有価証券の出納・保管、町費の決算、その他会計事務等	
5-0112	建設整備課	管理係	課関係全般事務、改築占有許可等
		土木建築係	道路及び河川の改良及び維持、土木施設災害復旧、公営住宅の建設及び維持、除雪の計画等
		農林土木係	農林道開設及び維持、土地改良事業、農林業施設災害復旧等
		地域整備係	簡易水道、農業集落排水、小型合併処理浄化槽設置等
	土地改良区（内線30）	土地改良区、芸北町生活排水対策推進協議会等	
5-0113	産業振興課	林業係・公有林係	林業、有害鳥獣、自然環境保護、作業道開設、火薬及び火入れ事務、緑化推進事業、特用林産等
		商工観光係	商工水産業、観光振興、特産品の開発、森林の朝市、地下資源等
		農業係	農業中山間地域直接支払制度、やすらぎの交流空間整備事業、畜産振興、新世紀農林水産活性化推進協議会等
		バイオ研究室	バイオ研究、農業全般新技術導入
	小水力発電	小水力発電所建設	
	農業委員会	農業委員会事務	
5-0114	住民福祉課	窓口係	住民基本台帳、戸籍、外国人登録、印鑑登録・証明、埋火葬、人口動態、身元証明その他証明等
		福祉係	生活保護、児童福祉、母子及び父子福祉、被爆者援護、民生委員児童委員、老人保健医療、各種福祉医療、国民年金、保育所、後継者育成問題、奨学資金、労働対策等
		同和対策係	同和対策事業、同和対策審議会、差別事象対策本部、生活相談等
		環境衛生係	狂犬病予防、し尿及び塵埃処理その他環境衛生、公害防止、墓地、火葬場等
		国保係	国民健康保険事業、国民健康保険直営協議会、国民健康保険直営診療施設等
		介護保険推進室	介護保険
5-0115	議会事務局	議会の庶務、会議録・議決書の作成と保管、請願陳情の調整、常任委員会・特別委員会の議事、傍聴事務、会計監査事務等	
5-0404	教育委員会	総務係	教育委員会会議、学校等教育施設設置管理、教育財産管理、備品整備、規則、統計調査等
		学校教育係	教職員人事、教科内容、教科用図書、研修、学校保健安全、学校環境衛生、学校給食、就学、学校教育指導、国際交流等
			社会教育・社会体育統括
			幼稚園管理

『いのち』のシリーズ

No. 61

「環境と人権」 住民福祉課・芸北つくし保育園・美雲保育所

私たちは、今住んでいる環境と私たちが人間らしく生きていくための権利、つまり「環境と人権」が密接な関係にあるととらえ、住民福祉課として、保育所(園)としての取り組みを考えてみました。

環境は大きく「生活環境」と「自然環境」の二つに分けて考えられます。生活環境とは、人の生活に関わる環境のことで、生活に密接に関係のある財産並びに動植物およびその生育環境等住居を中心として形成される環境をいいます。戦後京都で起こった「オールロマンズ事件」(いのちのシリーズ No.14 を参考)により明らかにされたことは部落差別が残されている原因は劣悪な生活環境にあって、行政にその責任があるとされました。土木・保健衛生・水道・住宅・経済・教育の6つの分野にあらわれた部落差別の実態は京都市行政が責務を果たしていないからだといわれたものです。これは戦後の同和問題解決の原点ともいわれ、現在においてもなお、学ぶべきところの多い事例です。

芸北町においては、河川改修工事をはじめとした土木工事・集会所の建設・住宅の建設・学習会の開催などの取り組みをして、この問題の解決に努めてきています。

一方、自然環境とは、土地・大気・水および動植物、その他自然生態系をめぐる環境をいいます。近年芸北町において、クマ・イノシシといった野生動物の出没による被害や、河川、山林の風水害が各地で発生したり、花粉・食物アレルギーに苦しむ人も増加しています。こういったことは一見、自然災害、自然発生のように受け止めがちですが、実は長い期間をかけて人間優先、経済効率のみを優先した現代社会がもたらした結果としての現象です。

そこで、芸北町では「豊かな自然を守り育てる」ことを基本理念とする環境保全に関する条例を制定し、平成13年10月1日より実施します。これらの自然環境、生活環境を守っていくために、住民福祉課では、広報での呼びかけや不法投棄の監視体制の強化などを進めるべく取り組んでいます。

保育所・保育園では「友だちを大切にすること」「自分の身の回りの環境に関心を持つこと」「子どもたちが主体的に周囲の環境とふれあえる機会を」と考えて、自然とふれあう体験活動や人を大切にしている保育活動をしています。子どもたちと一緒に自分を取りまく様々な環境を身体で感じ、その感動や気づきをわかちあうことで、人や自然を大切にしている子どもたちを育てていきたいと考えています。

私たちは、快適な生活をおくる権利がありますが、環境が破壊されれば快適な生活もできません。つまり、生活環境・自然環境にかかわらず「環境を守る」ということは、生きる権利(人権)を守ることなのです。

人権も環境もかけがえのないとても大切なもので、みんなで守らなければいけないものです。一人ひとりが真剣に受け止めて住みよい環境を築いていきましょう。



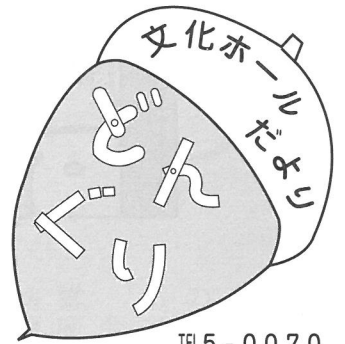
「フーン、ありさんの足ってトゲトゲだね」



「かまきりさんのたまごやわらかいね」



「みんななかよくあそぼうね」



TEL 5 - 0070
FAX 5 - 0079

gbunka@sage.ocn.ne.jp

8月19日(日)は 「芸北町家族ふれあいの日」

行事が多くて夏休みの休日でさえも家族で子どもと一緒に過ごせないという声が聞かれるようになりました。これを解決するための試みとして家族と学校を結ぶ教育の集い実行委員会では、昨年からの日として行事のない日とすることに地域の方々にも協力をお願いして実施してきました。

昨年はこの日の過ごし方を家族で話し合い有意義に過ごされた家庭があったと聞きます。こんな家庭が今年はさらに増えていくようにしたいものです。

「高原の自然史第6号」発売中!

【第6号の内容】

《シンポジウム》

●太田川流域の野生生物と私たちの暮らし—八幡高原から—

《湿地復元》

●県立もみのき森林公園さくらの森付近の湿原植生《アカショウビン》

●広島県臥竜山におけるアカショウビンの繁殖生態《まちづくり》

●中山間地域におけるまちづくり中間セクターのあり方

【頒布価格】 1,500円(税込み・送料別途310円)

「第1～5号」も好評頒布中!!

第1号 6,000円 第2号 2,500円 第3号 2,000円

第4号 2,000円 第5号 2,000円

第1号～第4号セット 10,000円

※いずれも税込み・送料別

お求めは郵便か電話又はFAXでお申し込み下さい。その際、ご希望の本が第何号かを必ず明記してください。

☆お問い合わせは
芸北町民文化ホール
(☎ 5-0070)まで。



「高原の自然館」 近況報告

5月1日(火)八幡千町原にオープンした「高原の自然館」は、わずか1ヶ月半で、入場者が3千人を超えています。芸北の自然に対するみなさんの関心の高さが伺えます。

7月からは、装いも新たに夏の昆虫を中心に展示しています。ぜひ一度訪れてみてください。

パソコン教室9月生募集

本年度、計7回予定しているパソコン教室も残すところ3教室となりました。

パソコンはやってみたいけど、まだお申し込みでない方どうぞお気軽にお申し込みください。パソコンの基礎・インターネットの利用法・簡単な文章作成・メールの送受信など連続6回の受講となっています。興味のある方はぜひチャレンジしてください。9月も、昼の部と夜の部を開催する予定です。

◎お申し込みは芸北町民文化ホールまで。

健康と福祉の窓

夏バテを防ごう！

もうすぐ暑い夏がやってきます。夏は暑くて食欲がなくなり、水分ばかりとりがちになります。そうすると知らないうちに栄養が偏り、栄養不足の状態となり、体がだるく疲れやすくなったり、からだの抵抗力が落ちて夏風邪をひいてしまったり、体重が急激に減少してしまいます。夏をのりきるためにも「食事」「運動」「休養」の3つを中心に自分の生活を振り返り、改善していきましょう！

食事

- ★好き嫌いせず何でもよく食べましょう。
→間食はひかえ、バランスのとれた食事をしましょう。
- ★野菜をしっかり食べましょう。
→ビタミン・ミネラルがからだの調子を整えてくれます。
- ★ビタミンB1を多く含む食材を使いましょう。
例) 豚肉、ウナギ、そば、豆類、トウモロコシ、卵、たい、かつお、さけなど
→ストレスの軽減、食欲不振、疲労の回復に効きます。
- ★消化の良いものを食べましょう。



運動

- ★1日1回体を動かし、汗を流しましょう。

20分
以上

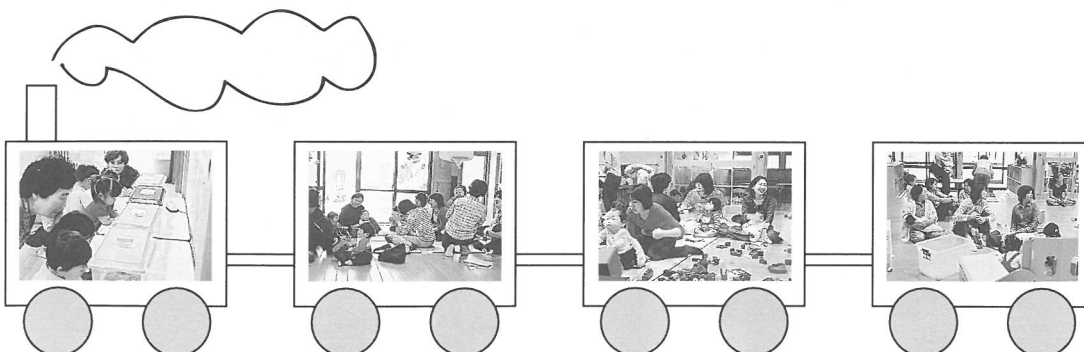


休養

- ★入浴：ぬるめのお風呂（37～40度くらい）にゆっくりつかりましょう。
夜ふかしせずゆっくり休みましょう。

ながよしクラブの近況報告

ながよしクラブは芸北町在住の就学前で保育園・幼稚園に通っていないお友達とその保護者を対象に、仲間づくりや育児支援の目的で開いている事業です。今年は、4月に開所した「芸北子育て支援センター」と協力して毎月1回第2木曜日に開いています。毎回たくさんのお友達とその保護者の方が参加してください。誰でも参加できるオープンな会を目指していますので、気軽に遊びに来てください。



5月・6月は芸北つくし保育園に遊びに行きました。

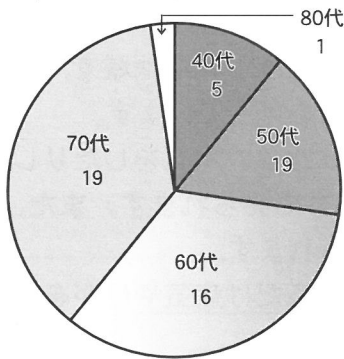
こんにちは 歯科保健センターです。

歯科保健センターは、芸北
歯科診療所内にあつて、町民
の皆様の歯またはお口のなか
の健康のために活動するところ
です。
今回は、さる4月26・27日、
雄鹿原地区、八幡地区の成人
病検診で同時におこなわれた
歯科検診について報告します。
歯科検診を受けられたかた
は、雄鹿原地区では、50人、
八幡地区では、54人で、年代
別の内訳は、以下のとおり
です。

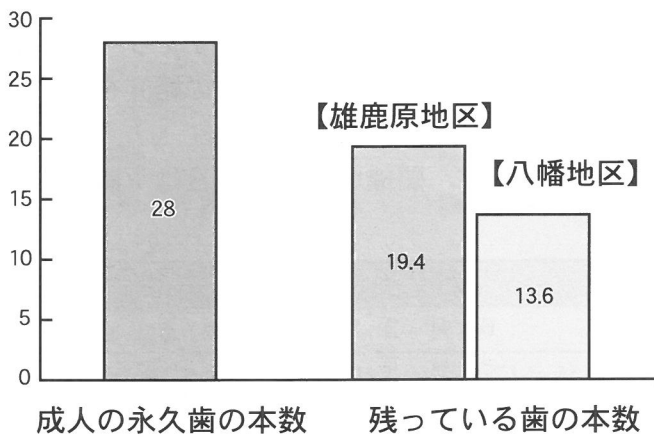
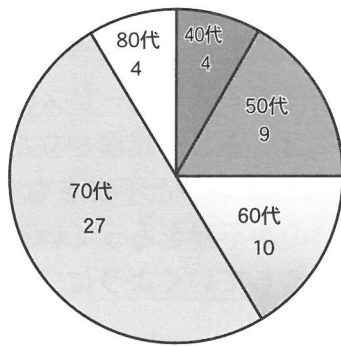
その方々のお口のなかの状
態を診させていただいて、ム
シ歯の状態、歯槽のう漏（歯
周病）の状態、入れ歯の状態、
噛み合わせの状態などを記録
しました。
そして、ひとりずつに対し
て現在の口の中の状態をお知
らせしました。
残っている歯の平均の本数
と歯槽のう漏の状態の結果は、
次のとおりです。
口の中の健康は、身体と同
じように、自分だけで判断す

るのが、大変むずかしいと思
われます。検診を機会に、口
の中の健康を1年に1回は、
チェックしてみましよう。
次回は、5月24・25日に
おこなわれた、中野、美和地
区での歯科検診について報告
する予定です。

【雄鹿原地区】

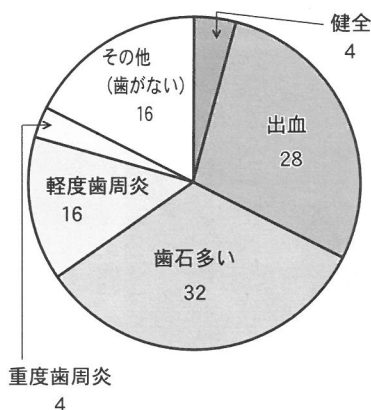


【八幡地区】

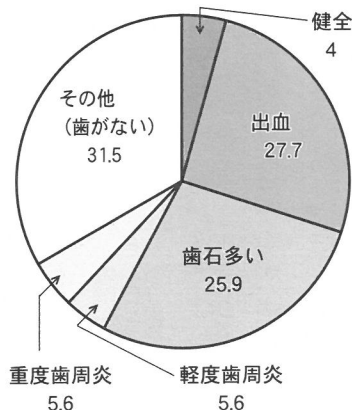


◎歯槽のう漏（歯周病）の状態

【雄鹿原地区】

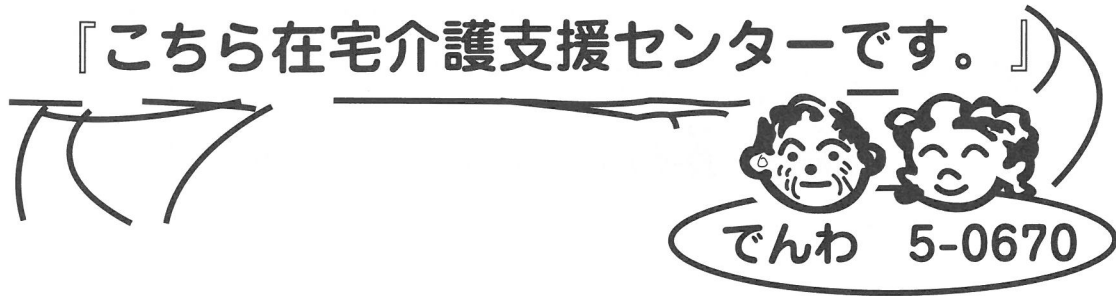


【八幡地区】



歯を
大切に！

『こちら在宅介護支援センターです。』



～ 今月は「2人暮らしの介護予防教室」を紹介します ～

町内の2人暮らしの高齢者の方を対象に、介護予防教室が開催されています。住みなれた地域で、元気で安心して生活できるように、栄養指導や健康体操、福祉サービスの紹介などを行っています。

高齢で2人暮らしの生活をされている方の中には、もしも足腰が立たなくなったり、病気をしたりしたときに、2人が介護疲れなどで共倒れになりはしないかと不安をもっている方もおられます。また、もし自分が1人になったときにはどうすればいいのか不安をもっている方もおられます。

介護予防教室では、そうした不安を少しでもなくしていくように、また、できるだけ病気やけがをせず、健康に生活することを目的に行っています。

具体的な内容は①寸劇を使って福祉サービスの紹介、②ヘルスマイトさんの調理による昼食と栄養指導、③体の不自由な人の体の動かし方の紹介、④若返り体操の紹介です。

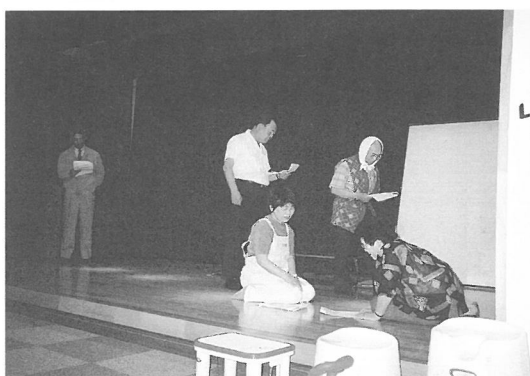
民生児童委員協議会、食生活改善推進協議会、社会福祉協議会、在宅介護支援センターがいっしょに協力して行っています。特に、民生児童委員さんは、寸劇に出演し、楽しくわかりやすくサービスの紹介をされます。また、地域の2人暮らしの高齢者のお宅を訪問し介護予防教室の開催の紹介をされています。

介護予防教室の開催時間は午前10時30分から午後2時までです。開催場所と開催日は下記のとおりです。ぜひご参加ください。

開 催 場 所	開 催 日
八 幡 高 原 セ ン タ ー (既に開催しています)	6 月 2 2 日 (金)
政 所 振 興 セ ン タ ー	7 月 3 0 日 (月)
川小田集落センター	8 月 2 9 日 (水)
雲月ふれあいセンター	9 月 2 8 日 (金)
美和集会センター	1 0 月 5 日 (金)
溝口老人集会所	1 0 月 1 2 日 (金)

※介護予防教室についての詳細は芸北町在宅介護支援センター（電話5-0670）までお問い合わせください。

◆ 八幡高原センターで開催された2人暮らしの介護予防教室の様子です ◆



介護保険 だより

介護保険推進室

保険料についてお知らせ

平成13年10月から
第1号被保険者（65歳以上）の人の
本来額（全額）の保険料納付が始まります。

- ◎ 65歳以上のおなさんが今、納められている保険料は、平成13年9月までは、特別措置により半額に軽減されています。
- ◎ そして、平成13年10月分からは本来（全額）の保険料を納めていただくこととなります。

【平成12年度～14年度の65歳以上の方の保険料の額】

本来の 保険料	保険料を納める必要はありません (軽減された)		保険料の半額 を納めます	本来の	保険料の額を納めます	
	12年4月	12年10月			13年4月	13年10月

平成13年度第1号被保険者の所得段階別保険料の年額

第1段階	生活保護の受給者・福祉年金の受給者で住民税非課税の方	基準額×0.5	14,021円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.75	21,031円
第3段階	本人が住民税非課税の方	基準額	28,042円
第4段階	本人が住民税課税の合計所得が250万円未満の方	基準額×1.25	35,052円
第5段階	本人が住民税課税の合計所得が250万円以上の方	基準額×1.5	42,062円

平成13年度保険料の納期

特別徴収（年金からの天引き）	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	保険料仮徴収			本徴収		
普通徴収（口座振替又は納付書による）	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	保険料仮徴収			本徴収		

※ 現在の保険料額は、今年度の住民税額が確定していないため仮徴収の金額となっています。

前年度2月分の保険料額をそのまま納めます。

前年度の所得をもとにした保険料から仮徴収を除いた額を納めます。
～本徴収初月に通知します～

■ 65歳以上の人でも年金からの天引きにならない場合があります ■

- ◇単独の年金の受給額が18万円未満のとき
- ◇年度途中で65歳になったとき
- ◇年金の現況届が未提出のため支払が差し止められている場合
- ◇高齢福祉・遺族年金・障害年金を受給されている方
- ◇年度途中で保険料や年金額が変更になったとき
- ◇年度途中での転入・転出のとき

介護保険は、老後の安心をみんなで支える制度です。介護保険料はその大切な財源です。保険料の納付に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 芸北町役場住民福祉課（介護保険推進室） TEL 5 - 0114

地域情報 コーナー

芸北町の観光の新しい顔を紹介します

今年度、芸北町観光協会の総会で新しい観光協会長が決まりました。全観光協会長の佐々木昭元さんは、昭和63年から今年まで13年間、芸北町の観光協会の顔として、活躍されていました。新しく観光協会長として就任されたのは、近藤紘史さん（川小田）です。新観光協会長の近藤さんをご紹介します。



▲新観光協会長
近藤紘史さん

皆さん、こんにちは。今年度から前佐々木昭元会長の後を継いで芸北町観光協会のお世話をさせていただくことになりました近藤でございます。芸北町においても「観光の町」を目指して色々と事業やイベントが行われています。観光はその地域やところの光を観たり体験することだと思えます。芸北ならではの光を地域の皆さんと大切にしより輝くようにして、他地域の人たちとも交流を図りながら、楽しい町、生きがいのある地域づくりのお手伝いをしていきたいと思えます。

今後とも、各方面の方や、それぞれの立場からご支援、ご協力をお願い申し上げます。

GOOD BYE! ニック

昨年8月から、芸北町でAETとして大活躍されていた、ニックさんが7月23日に帰国されることとなりました。ニックさんからお別れのメッセージが届いていますので、ここで紹介します。



Dear Friends and Students,

My time in Geihoku has passed too quickly. I enjoyed getting to know everyone and I am lucky that my job brought me here. My good impression of Japan comes from the people in Geihoku.

I will never forget the color of autumn and Kagura or the silence of winter snow. If I become a teacher in America, I will certainly use my Japanese experience. I'm looking forward to teaching about the Japanese customs and culture that I have seen.

I hope that I have brought a new perspective to my students here. Certainly they have brought me a new perspective for which I am very lucky. Students, please do your best in English study and don't forget your home in Geihoku when you explore the world.

Good Luck.

Arigato Arimashita,
Nick Noloboff

親愛なる友人と生徒の皆さんへ

芸北で過ごした時間はとても早いものでした。私は皆さんと知り合えて嬉しかったし、仕事によりここに来ることが出来て幸せでした。日本の良い印象は芸北の人からもらいました。

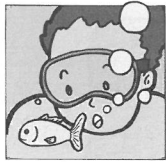
私は秋の紅葉や神楽、冬の雪の静けさを忘れることはないでしょう。もし、私がアメリカで教師になったら、間違いなく日本での経験を活かします。私が見た、日本の習慣や文化について教えることを楽しみにしています。

私は生徒たちに新しい見方（視野）をあたえられる事が出来たと思えます。そして彼らもまた私が幸せになるための新しい見方（視野）を与えてくれました。生徒のみなさん、どうか英語の勉強に最善を尽くして下さい。そして世界のどこにしようともあなたのふるさと芸北を忘れないで下さい。

グッドラック

アリガトアリマシタ。

ニック ノロボフ



子どもを水の事故から守るために



子どもたちの大好きな水遊び、魚とり、水泳など水に親しむ機会が多くなります。毎年、この季節になると子どもの事故が多発しています。特に、小さいお子さんは、遊びに夢中になると、まわりが目に入らなくなります。保護者のみなさんは、子どもの立場にたって安全を考えましょう。かわいい子どもたちを悲惨な水の事故から守るため、次のことに気をつけましょう。


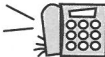


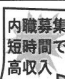
- ★ 幼児から目を離さないようにしましょう。
保護者が、そばにいながら、ちょっと目を離した際に、ため池や用水路などに落ちて死亡する事故が多く発生しています。
たとえ、わずかな時間でも「目」と「心」と「手」を離さないようにしましょう。
- ★ 必ず保護者が同伴しましょう。
幼児ひとりでの水遊びは、非常に危険です。必ず、保護者が同伴しましょう。
また、子どもたちだけで魚とりなどに出かけるときは、「どこへ」、「だれと」、「いつ帰る」ということを確認して行かせましょう。
- ★ 「危ないよ」と、愛の一声をかけましょう。
子どもたちが危険な場所で遊んでいるときは見過ごすことなく、「危ないよ」と愛の一声をかけてやり、危険な場所での遊びをやめさせましょう。
- ★ 安全点検と安全対策を徹底しましょう。
保護者のみなさんは、家のまわりに危険な場所がないか、もう一度調べておきましょう。また地域ぐるみで、ため池や古井戸などの危険な場所の点検をし、防護柵や警告板を整備しましょう。
- ★ 水に慣れさせましょう。
幼いときから、水に親しませ、水の恐さや、泳ぎ方を教えておくことも、水の事故を防ぐ一つの方法です。

内職・モニター商法も

クーリング・オフできます。

平成13年6月から訪問販売法（訪問販売等に関する法律）が
特定商取引法（特定商取引に関する法律）にかわりました。

「特定商取引法」によるクーリング・オフ一覧

販売方法	期間	適用対象
訪問販売 	8日間	指定商品・指定サービス・指定権利
電話勧誘販売 	8日間	指定商品・指定サービス・指定権利
特定継続的役務提供 	8日間	エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾（店舗での契約も含まれます）
連鎖販売取引（マルチ商法） 	契約書面交付日か商品受取日のいずれか遅いほうから20日間	すべての商品・サービス・権利
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法） 	20日間	すべての商品・サービス・権利

※クーリング・オフの期間は法律で定められた契約書面が交付された日から数えます。

その他、誤認や困惑による契約は消費者契約法によって取り消すことができます。また、不当な条項は無効になります。（平成13年4月より）

●ご相談・お問い合わせは、総務課又はお近くの消費生活センターや、国民生活センター相談部へ（03）3446-0999



ホリステックセンター 5-0575 役場 5-0111
 5-0230 文化ホール 5-0070
 5-0880 海洋センター 5-1045

あいさつで笑顔いっぱい芸北町

藤井龍太郎くん (芸小)

平成12年度あいさつに関する標語 小学生の部優秀作品

あなたの力を芸北町で
発揮しませんか？

平成13年度芸北町職員採用
試験を行います。募集内容は
次のとおりです。

【職種及び予定人員】

一般事務職 1名

【受験資格】

昭和47年4月2日～昭和59年

4月1日までに生まれた方

(学歴は問いません。)

【受付期間】

7月17日～8月17日

【試験日及び場所】

第1次試験 9月16日(日)

広島修道大学

第2次試験 11月20日(日)

芸北町役場

【お問い合わせ先】

受験手続き、申込用紙等の

詳しいことは、芸北町役場総

務課へお問い合わせ下さい。



「第16回家庭と学校を
結ぶ教育の集い」開催

子どもたちの成長を地域全
体で考える機会にしていきたい
と思います。多くの方々の
参加をお待ちしています。

【日時】 8月30日(木)

18時40分から

【テーマ】

子どもの健やかな成長を願って
～家庭・学校・地域社会の
連携のあり方～

【日程】

21:30	閉会行事
20:00	講演 「学社融合」 岸裕司先生
19:50	休憩
19:20	中学生の発表
19:00	水野教育長提案
18:40	開会行事

【主催】

家庭と学校を結ぶ教育の集い

実行委員会

芸北町PTA連合会

青少年育成芸北町民会議

芸北町教育研究会

芸北町教育委員会

【お問い合わせ先】

芸北町民文化ホール

8月分粗大ゴミ収集の日程

収集日	対象地域	集積場所
7日(火)	八幡	八幡2区集会所 八幡高原センター 八幡8区集会所
8日(水)	雲耕・亀山・大元 吉見坂・橋山・空城	俵原残土処理場
9日(木)	中祖・政所・荒神	俵原残土処理場
10日(金)	大利原・南門原・草安	雲月老人集会所
	苅屋形	苅屋形総合センター
14日(火)	奥原	奥原老人集会所
	土橋	土橋生活改善センター
17日(金)	板村	板村ふれあいプラザ
	奥中原・川小田	川小田集落センター
18日(土)	細見	細見中集会所
	才乙	才乙ロッジ
21日(火)	移原・米沢・高野・大谷	美和スキー場機械倉庫
	小原 大暮	小原農村広場 折本橋の下流
	溝口	枕集会所センター JA 広島安佐溝口倉庫

8月の粗大ゴミの収集日程です。ルールを守って、当日の8時まで
に収集場所に出してください。4月1日から家電リサイクル法が
本格的施行され、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・
エアコンは粗大ゴミとしては収集できません。

粗大ゴミには「粗大ごみ利用券」を▼



- ※ 70kgより重い物は直接処理場に持ち込んでください。
- 日時 祝日を除く毎週月曜日(8時30分から16時)
- 場所 加計町津波 西日本環境開発
電話(08262)2-2340

お問い合わせ先 役場住民福祉課 ☎5-0114
 ボックルくろだお ☎08262-3-1120

町の人口 (7月1日現在)

		前月比
総数	3,161	(-1)
男	1,549	(±0)
女	1,612	(-1)
世帯数	1,071	(+1)
面積	253.63km ²	

7月の納税等

- 国民年金保険料
(納期限：7月25日)
 - 固定資産税 (第1期)
 - 国民健康保険税 (第4期)
 - 水道使用料
(納期限：7月31日)
- 座振替の方も金額の確認お忘れなく。

8月の 心配ごと相談

- とき 1日(水)
- ばしょ 仙水園

- とき 22日(水)
- ばしょ 仙水園

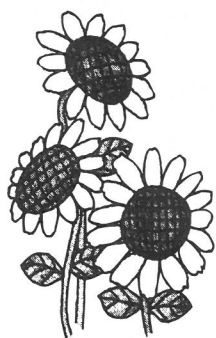
社会福祉資金寄附

次の皆様からご厚志をいただきました。ここに掲載し、お礼にかえさせていただきます。

■ 見舞返礼にかえて
細見 村竹チヨノ様

■ 香典返礼にかえて
雲耕 麦尾 彰様
溝口 落合 一幹様
溝口 上本 登様

—ありがとうございました。
芸北町社会福祉協議会



7月29日は参議院議員通常選挙の日 みんなで投票しましょう!

参議院議員通常選挙が、7月12日に公示、
7月29日に執行されます。

- 選挙当日、仕事やレジャー等で投票できない場合は「不在者投票」ができます。

時 間：投票日前日まで毎日
午前8時30分から
午後8時まで

場 所：芸北町役場



10月は健康づくり推進月間です 健康づくりに関する絵画・ポスター募集!

広島県国民健康保険団体連合会では、『健康づくり推進月間(10月)』にむかって、絵画やポスターを募集します。
ぜひ、ご応募下さい。

【テーマ】健康づくりに関するものあるいは健康の素晴らしさ・大切さをアピールするもの

- (例) 運動…スポーツ、ラジオ体操等
- 栄 養…楽しい食事等
- 休 養…早寝早起き、規則正しい生活等
- 衛 生…歯みがき、手洗い等
- その他…元気な笑顔等

【応募方法】四ツ切りまたはB3版の画用紙に縦長で、必要事項(住所・名前・年齢・性別・電話番号・学校名・学年)を明記

【募集部門】小学生の部、中学生の部、高校生・一般の部

【後 援】広島県・広島県教育委員会

【締 切】平成13年9月6日(木)必着

【入賞作品】最優秀賞・優秀賞・佳作
※応募者全員に記念品があります。

【応募・お問い合わせ先】

〒730-0044 広島市中区宝町4-23
広島県国民健康保険団体連合会 保健事業部
TEL(082)542-3399



6月
21日

みんなの願いお星様に届け！

美雲保育所の園庭開放が行われ、
みんなで七夕飾りを作りました。



6月21日、美雲保育所の園庭開放が行われました。園庭開放は、子育て支援のため、保育園児と保育園などにまだ行っていない子どもたちとの交流と、保護の方々の交流を図ろうと各保育所を巡って行われています。

今回は、七夕飾りを一緒に作り、大きなササに飾り付けをしました。「お星様に、願いがとどきますように。」親子仲良く願いをこめて七夕飾りを作っていました。

今月は、「ぐるっとやまがた」の担当が芸北町なので、「まちかどウォッチング」をカラーでお届けします。



6月
24日

緑のじゅうたんの上で ナイスショット！



6月24日、大佐スキー場の特設コースで、芸北町民グラウンド・ゴルフ大会が行われました。

前日までの雨のせいで、芝は水をたっぷりと含んでおり、迷ショット続発。そんな中でも、ホールインワンもでて、拍手喝采を浴びていました。

お誕生日、おめでとう！



8月生まれの高齢者
壽老 ハナヨシさん(亀山)
明治42年8月生まれ
92歳をお迎えになります。



初めてのお誕生日
東條 鉄平くん(西八幡原)
平成12年8月生まれ

※このコーナーでは該当のお誕生日を迎えられる方を募集しています。詳しくは、役場総務課にご連絡下さい。

雨が降れば降ったで、じめじめしていやだし、晴れば、晴れて暑くて暑くて…。人間とは勝手なものですね。それにひきかえ、山々の緑は、耐えるべき時はじっと耐え、そして、晴れ間のその生き生きとした様子ときたら本当に美しく心を和ませてくれます。しかし、地球の温暖化のせいでしょうか、芸北の夏も年々暑くなっているような。市内の方々がうらやましがられている天然クーラーも昼間は効果なし。みなさま、体調には充分留意されてお過ごしください。(M)

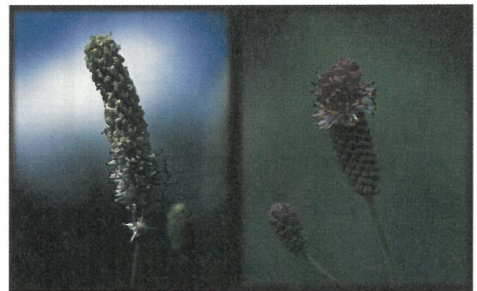
編集後記

●お詫びと訂正
初めてのお誕生日コーナーの名前が間違っておりました。お詫びして訂正致します。
河野 千夏さん
↓河野 小夏さん

ふるさとの四季

芸北植物物語 ㊶

ナガボノシロワレモコウ



この植物の特長は非常に長い名前にある、というのは冗談だが、たしかに花穂は長い。ワレモコウに似て花穂が長く、長いのでこの名前が付きましました。ワレモコウの仲間の花には花弁(はなびら)がない、近くで観察すると、花に見えるものは、実はがく片であることがわかります。芸北町ではワレモコウや、花穂の赤いナガボノアカワレモコウも観察することができます。

それでは質問。これら三種のワレモコウの花は花穂の上から咲き進むか下から咲き進むか？ワレモコウは千町原のような乾燥した草地、他の2種はやや湿ったところで答えを見つけることができます。